

後期高齢者の医療費窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、窓口負担割合が3割の方を除き、**医療費の窓口負担割合が1割から2割になります**。2割負担となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

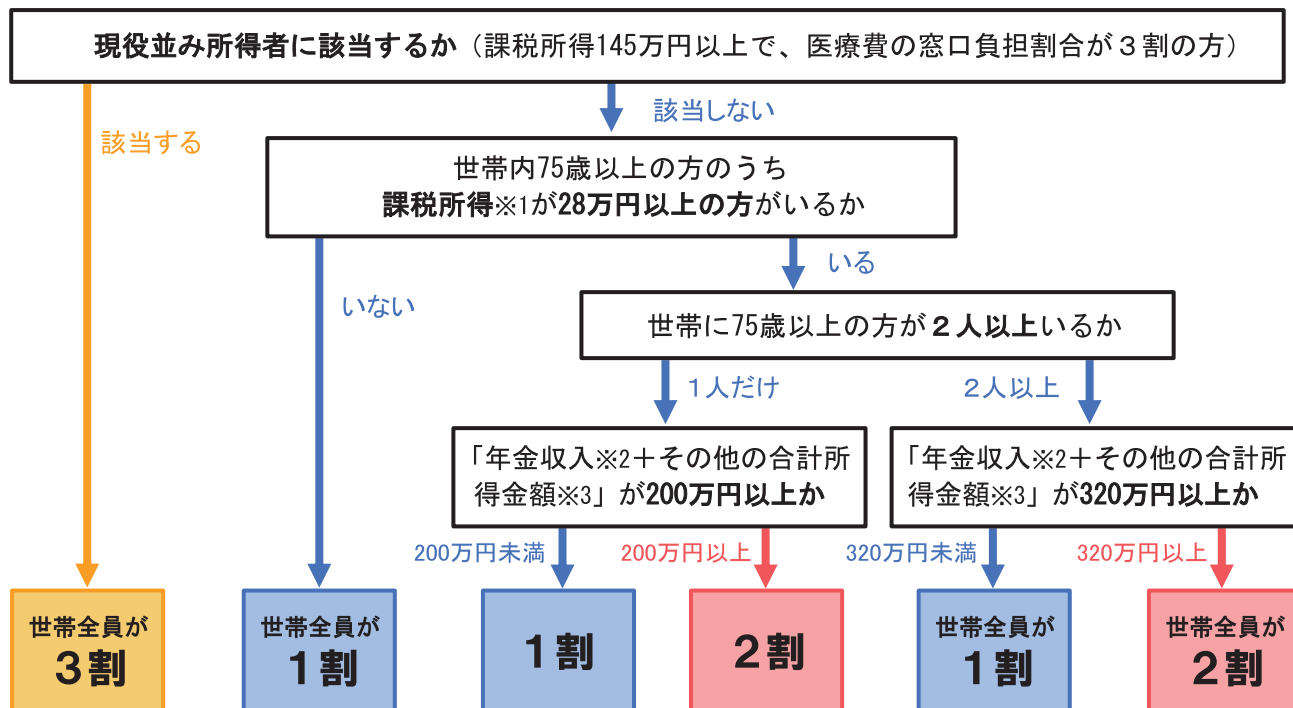
見直しの背景

団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者医療制度の医療費は、被保険者の保険料のほか、現役世代からの支援金等により社会全体で支えられており、今回の見直しは現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

負担割合の判定

負担割合が2割となるかは、世帯内の後期高齢者医療の被保険者の方の所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。令和3年中の所得をもとに、令和4年9月中旬頃から判定が可能となり、9月下旬頃に10月からご利用いただける被保険者証を送ります。

▶確認フローチャート



※1 住民税納税通知書の「課税標準」の額 ※2 遺族年金や障害年金は含みません

※3 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた額

負担を抑える配慮措置

2割負担となる方の外来医療費について、施行後3年間は1か月の自己負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院医療費は対象外)。3,000円を超えた分が、高額療養費として登録されている口座へ払い戻されます。口座の登録がない方には、9月中旬以降、後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます

▶問合せ

・後期高齢者窓口負担割合コールセンター

☎0120-002-719

(月～土曜日) 9:00～18:00 (祝日を除く)

・千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター

☎0570-080280

(月～金曜日) 8:30～17:15 (祝日を除く)